

さいたま市自転車のまちづくり推進条例の一部を改正する条例の 制定について

概要

- ・ 道路交通法の一部改正（令和4年4月27日公布）により、自転車を利用する全年齢に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務となり、令和5年4月1日に施行される。

<道路交通法の一部を改正する法律（令和4年4月27日公布）より抜粋>

改正後	改正前
<p>第63条の11 <u>自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。</u></p> <p>2 <u>自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 <u>児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p>	<p>第63条の11</p> <p>児童又は幼児を保護する責任のある者は、<u>児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。</u></p>

- ・ 条例にて、高齢者に対し、自転車を利用する際に乗車用ヘルメット着用が努力義務と規定していた。

<さいたま市自転車のまちづくり推進条例より抜粋>

<p>第13条</p> <p>2 高齢者は、自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。</p>
--

- ・ 道路交通法の一部改正に伴い、自転車に乗車する者への乗車用ヘルメット着用の努力義務が「全年齢」となることにより、高齢者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務を規定していた条例第13条第2項が不要となるため、削除するものである。